

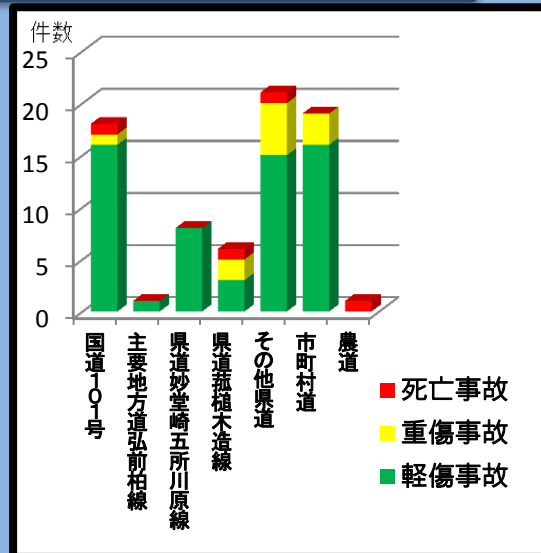
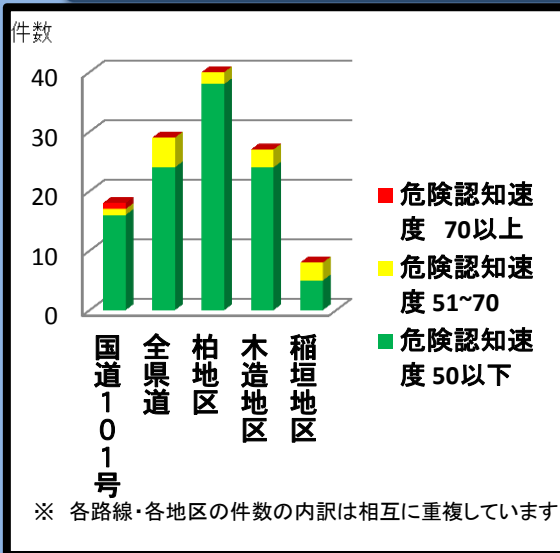
# 速度取締り指針

## つがる警察署の速度取締り重点

重点路線	区 域	規制速度
国道101号	主に木造、柏地区	40、50、60(法定)km/h
県 道		

★ 重点以外の場所で、交通事故発生状況等に基づいた取締りを実施することがあります。

## つがる警察署管内における交通事故実態(過去3年・7月～12月分)



※危険認知速度とは・・・運転者が相手を認め危険を感じた時の速度です。(速度が速くなると死亡率が高くなる他、事故回避が困難になります。)

- ▼ 路線別では、国道101号、県道での発生が多く見られます。
- ▼ 地区別では、柏、木造地区での発生が多く見られます。
- ▼ 過去3年の7月から12月までの間、死亡事故4件、重傷事故11件が発生しています。重傷事故の内訳は、路線別では県道で5件発生しており、地区別では柏地区で4件、木造地区で6件発生しています。

- つがる警察署管内では、昨年の7月から12月までの間、31件の交通事故が発生し、うち1件が死亡事故、6件が重傷事故となっています。
- 危険認知速度は、ほとんどが時速50キロ以下であり、時速50キロを越えたのは2件でした。

## その他の交通指導取締り要点

つがる警察署内では、交差点における出会い頭の事故を抑止するため、信号無視や一時不停止の交差点関連違反の交通取締りを強化するほか、横断歩行者が被害者となる事故を防ぐため、横断歩行者妨害の取締りも速度取締りとは別に実施します。